

品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱

制定	令和4年1月18日	区長決定	要綱第2号
改正	令和4年8月5日	区長決定	要綱第190号
改正	令和5年4月12日	区長決定	要綱第108号
改正	令和5年8月21日	区長決定	要綱第159号

（目的）

第1条 この要綱は、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者や、認可外の居宅訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）を活用した共同保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料について、品川区（以下「区」という。）が補助することにより、保護者の多様な保育ニーズに応えるとともに、負担軽減を図ることを目的とする。

（利用料）

第2条 この要綱において補助の対象とする利用料とは、ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のことをいい、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費等、サービス提供に付随する料金は含まないものとする。

（補助対象者）

第3条 この要綱の規定による補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす保護者とする。

- (1) 0歳児から5歳児までの児童の保護者であること。この場合における児童の年齢については、当該年度の初日における満年齢とする。
- (2) 児童および保護者が、ベビーシッターの利用日時点において、品川区の住民基本台帳に記録され、現に品川区内に居住していること。
- (3) 日常生活上の突発的な事情、社会参加等により、第1号の児童について、一時的に保育を必要とする者またはベビーシッターを活用した共同保育を必要とする者であること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、品川区外の住民基本台帳に記載されている者であって、配偶者からの暴力等を理由に品川区に居所を移しているものについては、同号に掲げる要件に該当する者とみなす。

（補助対象期間）

第4条 補助対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（上限利用時間）

第5条 補助対象となるベビーシッターの利用時間は、児童1人あたり1の年

度につき144時間（多胎児の場合は、児童一人あたり1の年度につき288時間）を上限とする。

（対象事業者）

第6条 この要綱の規定によるベビーシッター利用支援事業において補助の対象とするベビーシッター事業者（以下「事業者」という。）は、東京都がその年度のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱において補助対象事業として掲げる要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当するベビーシッターを派遣している事業者であること。

- (1) 東京都または公益社団法人全国保育サービス協会（以下「ACSA」という。）の居宅訪問型保育基礎研修修了者（平成27年度以降に実施したものに限る。）
- (2) ACSAベビーシッター養成（新任）研修および現任研修修了者
- (3) ACSAの認定ベビーシッター資格保有者であり、補足研修を修了した者
- (4) 子育て支援員研修（地域保育コース）修了者（子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。）であり、一部の居宅訪問型保育基礎研修を修了した者
- (5) 保育士資格所有者であり、補足研修を修了した者
- (6) 東京都内の地域型の家庭的保育者（東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者（退職者を含む。）をいう。）
- (7) 看護師資格を保有し一定の保育経験を有する者であり、一部の居宅訪問型保育基礎研修および補足研修を修了した者

（補助金額）

第7条 補助金額は、ベビーシッターの利用料の実支出額（当該助成対象経費に対して助成対象者が勤務先からの福利厚生その他補助等を受けている場合にあっては、その額を実支出額から減じた額）と別表に定める基準額とを比較していずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる必要書類を添えて、子ども未来部長が別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 利用内訳表
- (2) ベビーシッターの要件を証する書類
- (3) ベビーシッターの利用料の支払いを証明する書類

(4) 事業者が発行した利用明細書（利用した児童、利用日、利用時間、金額等の内訳が分かるものをいう。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、交付等の対象者に該当するか否か等を調査するものとする。

2 区長は、前項の規定による調査後、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を適当と認める場合にあっては品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付が適当でないと認める場合にあっては品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第10条 区長は、前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支給等を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により当該申請者に、通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（準用）

第12条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによる

（委任）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日以降の利用に係る申請について適用する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第8条に規定する交付申請において、改正前の品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼請求書によって提出があったものについては、改正後の品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書によって提出があったものとみなす。

別表（第7条関係）

利用区分	利用単価	基準額
1 午前7時から午後10時までの利用	児童1人につき1時間当たり2,500円	利用単価に利用時間を乗じて得た額
2 午後10時から翌日の午前7時までの利用	児童1人につき1時間当たり3,500円	

備考

- 1 基準額は、利用区分ごとの利用時間に基づき算出した後、これを合算する。この場合において、1時間に満たない時間がある場合は、利用区分ごとにこれを切り捨てる。
- 2 利用区分ごとの切捨時間（前項の規定により切捨てを行った1時間に満たない時間をいう。以下同じ。）を合算した場合に、当該合算した時間が1時間以上となるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項の規定により合算した基準額に加算するものとする。
 - (1) 利用区分2に係る切捨時間が30分以上の場合 児童1人につき3,500円
 - (2) 前号以外の場合 児童1人につき2,500円

品川区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金 交付申請書
月分 ～ 月分

品川区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、審査にあたり、次の事項に同意します。
なお、交付決定された場合には、交付決定額を以下の口座に振り込んでください。

- | |
|---|
| 1 交付決定等に必要範囲で、品川区が保護者および児童の住民基本台帳等を確認すること。 |
| 2 品川区がベビーシッター事業者に対し、利用状況を確認すること。 |
| 3 厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認していること。 |

1 対象児童

氏名(フリガナ)	生年月日・年齢
(フリガナ)	年 月 日生
	令和5年4月1日現在(歳児)

2 申請者(保護者)

氏名(フリガナ)	住所
保護者① (フリガナ)	〒 品川区
保護者② (フリガナ)	連絡先※
	① — — (続柄:)
	② — — (続柄:)

※目中連絡が取りやすい順に連絡先をご記入ください。

3 申請内容

申請額		申請時間	
-----	--	------	--

4 口座情報

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合				本店・支店 出張所			
	金融機関コード				支店コード			
振込 口座	預金 種別	普通	口座番号					
	口座名義 (カタカナ)							

5 添付資料

次の書類を添付しています。

- 利用内訳表
- ベビーシッターの要件を証する書類(利用したベビーシッターごとに提出してください)
- 事業者が作成した領収書の写し等支払いを証する書類
(※請求書のみでは支払いの確認が行えないのでご注意ください。)
- 事業者が発行した利用明細書(利用した児童、利用日、利用時間、金額等の内訳が分かるものをいう。)

第 年 月 日

様

品川区長



品川区ベビーシッター利用支援事業 （一時預かり利用支援）補助金交付決定通知書

年度品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）について、下記のとおり交付することと決定したので、品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 対象児童名
- 2 申請対象期間
月分 ～ 月分
- 3 交付決定金額
円
- 4 ベビーシッター利用時間
時間（残り利用可能時間数 時間）
- 5 振込予定日
年 月 日

第 号
年 月 日

様

品川区長

印

品川区ベビーシッター利用支援事業
（一時預かり利用支援）補助金不交付決定通知書

申請のありました品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金については、下記のとおり支給等をしないことを決定したので品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象児童名
- 2 申請対象期間 月分 ～ 月分
- 3 不交付理由

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区ベビーシッター利用支援事業
(一時預かり利用支援) 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知しました 年度品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金の交付決定を下記のとおり取り消したので、品川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱第10条第2項に基づき通知します。

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

3 返還する金額

4 返還期日 年 月 日